人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日
令和８年９月２９日　火曜日

会議の出席者

川本総裁　土生人事官　菅原人事官
（幹　事）　　佐々木事務総長、荒竹総括審議官
（説明員）　　（人材局）
田中企画課長

議　題

１－１　人事院規則２１―０（国と民間企業との間の人事交流）の一部改正

１－２　平成２３年人事院公示第１６号の一部改正

議事の概要

○　議題１－１「人事院規則２１―０（国と民間企業との間の人事交流）の一部改正」及び議題１－２「平成２３年人事院公示第１６号の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。

○　議題については、三人事官一致で議決された。

院議資料

人事院規則２１―０（国と民間企業との間の人事交流）の一部改正について

令和８年９月２９日
人　　材　　局

１．改正内容

人事院規則２１―０（国と民間企業との間の人事交流）（以下「規則」という。）においては、官民人事交流に係る交流基準として、本省庁の組織と所管関係にある場合の交流派遣及び交流採用の制限などのルールを定めている。

今般、日本学術会議法（令和７年法律第７０号）の施行により、従前国の機関であった日本学術会議が法人化され、官民人事交流の対象の府省から除外されることから、以下のとおり、規則の一部改正を行う。

・　交流制限の範囲を定める「本省庁」の定義から日本学術会議を削除する。
・　交流派遣前２年以内に本省庁に属する官職を占めていた職員については、役職段階に応じ、所管関係のある民間企業との交流が制限されることから、「法人化前の日本学術会議」に属する官職を占めていた職員にこれらの制限を課すことができるよう、所要の経過措置を設ける。

２．公布日・施行日

令和８年１０月１日公布・施行

以　　上

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）に基づき、人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十月一日

人事院総裁　川　本　裕　子

人事院規則二一―〇―一二

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） 第二条　（略）	（定義） 第二条　（略）

2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　（略）

二　本省庁　国の機関に置かれる部局等のうち、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第五十四条から第五十七条まで（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十六条及び第十七条第一項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十四条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条

2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　（略）

二　本省庁　国の機関に置かれる部局等のうち、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第五十四条から第五十七条まで（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十六条及び第十七条第一項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十四条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条

から第九条までに規定する部局等（国際平和協力本部、警察庁、証券取引等監視委員会、最高検察庁、国税不服審判所、農林水産技術会議、国土地理院及び海難審判所を除く。）並びに人事院事務総局、公正取引委員会事務総局、警察庁、国税不服審判所、中央労働委員会事務局、国土地理院及び海難審判所に置かれるこれらに類する部局等以外のものをいう。	から第九条までに規定する部局等（国際平和協力本部、日本学術会議、警察庁、証券取引等監視委員会、最高検察庁、国税不服審判所、農林水産技術会議、国土地理院及び海難審判所を除く。）並びに人事院事務総局、公正取引委員会事務総局、警察庁、国税不服審判所、中央労働委員会事務局、国土地理院及び海難審判所に置かれるこれらに類する部局等以外のものをいう。
三～五　（略）	三～五　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の日から令和十年九月二十九日までの間におけるこの規則による改正後の規則二一―〇第二条第二項第二号から第五号まで及び第十条の規定の適用については、同項第二号に規定する国の機関に置かれる部局等には、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第二十八条の規定による廃止前の日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第一条第一項に規定する日本学術会議を含むものとする。

院 議 資 料

平成 23 年人事院公示第 16 号の一部改正について

令和８年９月２９日
人　　材　　局

１　概要

国家公務員採用試験の出題分野及び内容は、人事院規則８―１８（採用試験）第６条第２項並びに平成23年人事院公示第16号（以下「公示」という。）第１項及び別表において定められている。

このうち、財務専門官採用試験は、公示別表において専門試験（多肢選択式）の選択問題を科目選択としているところ、今般、当該試験の対象官職に係る近年の業務内容の多様化に伴い、特定の分野における専門的知識を有する者だけでなく、業務に関連する幅広い知識を備えた人材も確保する必要が生じてきた。このことを踏まえるとともに、受験者を広く誘致する観点から、解答する問題を科目に制約されず選択できるものとするため、公示の一部を改正する。

２　人事院公示の改正内容

財務専門官採用試験について、専門試験（多肢選択式）の選択問題を、受験者が選択する科目で出題される全ての問題を解答する必要がある科目選択から、科目にかかわらず出題された問題の中から所定の問題数を選択して解答する問題選択とする改正を行う。あわせて、他の専門職試験（国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験）についても所要の規定の整備を行う。

３　公示日・効力発生日

公示日：令和８年10月８日
効力発生日：令和８年12月１日

以　　上

人事院公示第●●号

人事院は、人事院規則８―１８（採用試験）第６条第２項第１号の規定に基づき、平成２３年人事院公示第１６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年１０月８日

人事院総裁　川　本　裕　子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

別表

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	試験種目	出題分野及び内容
（略）	（略）	（略）	（略）
財務専門官採用試験		専門試験（多肢選択式）	一　次のイ及びロに掲げる科目 イ　（略） ロ　民法、商法、統計学、会計学、政治学、社会学、経営学、英語、情報数学及び情報工学のうち、受験者の選択する科目
		（略）	（略）
国税専門官採用試験	国税専門A	専門試験（多肢選択式）	一　次のイ及びロに掲げる科目 イ　民法、商法及び会計学 ロ　民法、商法、会計学、憲法、行政法、経済学、財政学、経営学、政治学、社会学、社会事情、英語及び商業英語のうち、受験者の選択する科目
		（略）	（略）
	国税専門B	専門試験（多肢選択式）	三　次のイ及びロに掲げる科目 イ　民法、商法、会計学及び基礎数学

改　正　前

別表

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	試験種目	出題分野及び内容
（略）	（略）	（略）	（略）
財務専門官採用試験		専門試験（多肢選択式）	一　次のイ及びロに掲げる科目 イ　（略） ロ　民法・商法、経営学、会計学、統計学、政治学・社会学、英語、情報数学及び情報工学のうち、受験者の選択する２科目
		（略）	（略）
国税専門官採用試験	国税専門A	専門試験（多肢選択式）	一　民法、商法、会計学、憲法・行政法、経済学、財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、英語及び商業英語
		（略）	（略）
	国税専門B	専門試験（多肢選択式）	三　民法、商法、会計学、基礎数学、情報数学、情報工学、統計学、物理、化学、経済学及び英

			ロ　情報数学、情報工学、統計学、物理、化学、経済学及び英語のうち、受験者の選択する科目
		（略）	（略）
（略）		（略）	（略）
労働基準監督官採用試験	労働基準監督Ａ	専門試験（多肢選択式）	一　次のイ及びロに掲げる科目 イ　労働法及び労働事情 ロ　憲法、行政法、民法、刑法、経済学、労働経済、社会保障及び社会学のうち、受験者の選択する科目
		（略）	（略）
	労働基準監督Ｂ	専門試験（多肢選択式）	三　労働事情及び工学に関する基礎
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

			語
		（略）	（略）
（略）		（略）	（略）
労働基準監督官採用試験	労働基準監督Ａ	専門試験（多肢選択式）	一　憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、労働経済・社会保障、社会学及び労働事情
		（略）	（略）
	労働基準監督Ｂ	専門試験（多肢選択式）	三　工学に関する基礎及び労働事情
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

２　この決定による改正は、令和８年１２月１日から効力を発生する。